

関係省庁合同現地調査結果

(福 井 県)

- 福井県現地調査結果概要版 P 1 ~ P 4
- 平成16年7月 福井豪雨災害関係省庁合同調査結果(福井県庁) P 5 ~ P10
- " (福井市) P11 ~ P14
- " (美山町) P15 ~ P17

< 参考 >

- | | |
|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県提出調査表及び資料 | P18 ~ P |
| 40 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井市提出調査表及び資料 | P41 ~ P |
| 68 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 美山町提出調査表及び資料 | P69 ~ P |
| 91 | |

平成16年10月7日

集中豪雨等における情報伝達及び
高齢者等の避難支援に関する検討会

福井県現地調査結果概要版

【福井県】

< 県の指導・助言 >

- ・ 気象情報、水位情報等を市町村に提供し、注意を喚起したり、水防団の準備や出動を要請するとともに、避難勧告の出していない一部の市に避難勧告の発動を要請。

< 県の体制 >

- ・ 問合せへの対応が他の業務を圧迫しているため、情報収集担当と問い合わせ窓口（広報）を初動の段階から分けるべき。
- ・ 今後とも県からの連絡員の派遣による、県・市町村間の情報収集・伝達機能の強化が必要。
- ・ 今回のような短時間で急激に被害が拡大するような場合もあるので、迅速な初動対応のためには、職員による宿直も検討すべき。

< 気象情報等 >

- ・ 気象情報等については、ピンポイントでどのような災害現象につながるかがわかる情報が必要との認識。
- ・ 水位観測所の増設が必要とのこと。

< 部隊の派遣要請について >

- ・ 気象情報や被害情報、市町村、消防からの要請により、災害派遣要請等を知事が決断

< その他 >

調査当日、今回の災害を踏まえ、関係機関等による地域防災計画の修正に向けた検討を行っている。

【福井市】

< 住民への情報伝達 >

- ・ 気象情報、雨量・水位情報が市からは住民に対しては提供されていない。
- ・ 同報無線が整備されているが、十分に伝わらない面もあり、豪雨災害の特性を踏まえた対応の検討も必要である。（屋外拡声器のみでは、豪雨時の音等によりかき消される場合もあり）また、連合自治会長の家のみ屋内受信機が設置され、そこから住民に連絡する体制についても、連合自治会長が不在等の場合を想定し役割分担により対応する等の検討が必要。

< 応援部隊との調整 >

- ・ 緊急消防援助隊の現地での指揮命令系統に混乱があった。

< 住民の反応 >

- ・ 住民の危機意識の薄さ（警報が出ても店が開いてる等）もあるが、市としての啓発活動も必要

< 災害時要援護者対策 >

- ・ 高齢者等災害時要援護者への情報伝達体制は、自主防災組織のある地区ではできしており、今回も機能した。避難行動への支援については、一部の地域の自主防災組織等に

より行われたようであるが、全体としてどのようになされたかは不明。

<消防団活動>

- ・ 消防本部との連携は特に問題ない。

<自主防災組織の訓練>

- ・ 風水害を想定した自主防災組織の訓練も必要（地震を想定した訓練中心）

<その他>

10月上旬に地方防災会議の部会として危機管理検討会議を設置し、今回の災害の教訓も踏まえて、地域防災計画の修正について検討する予定。

【美山町】

<町の対応>

- ・ 職員参集から、災対本部の設置、避難勧告の実施に至る経過は迅速
- ・ 山間部が多く、発災直後の空からの映像が必要とのこと。

<住民への情報伝達>

- ・ 同報無線も全戸に屋内受信機が設置されており、有効に機能。（一方で、双方向通信手段についても必要との認識）

<災害時要援護者対策>

- ・ コミュニティがしっかりしており、災害時要援護者の把握・避難支援が可能（一方、世帯交代を考えて、制度的に組織をつくっていく必要性も認識）

<消防団活動>

- ・ 消防本部との連携は特に問題ない。

<気象情報等>

- ・ 避難勧告の実施に当たっては、具体的な災害事象をイメージできる気象情報が必要とのこと

<避難場所について>

- ・ 豪雨災害の特性を踏まえ、安全性の点検と設置場所の見直しが必要

<庁舎の被災について>

- ・ 役場が浸水し、災対本部の設置場所の問題もあり、外部との連絡に混乱が生じたことから、災対本部の設置場所についても検討する必要。

【全体を通じて】

<市町村の防災対応力>

- ・ 市町村長の防災意識によって市町村の防災対応力が大きく異なる。

<自主防災組織の訓練>

- ・ 地震を想定したものが主であり、今後、風水害を想定した訓練についても推進する必要がある。

<防災意識>

- ・ 危機感が高まるのは住民対応等で多忙になってからである。
- ・ 大雨が災害に結びつくとの住民の認識を高めることが必要である。

<発生している現象・事態の認識>

- ・ 初期の災害対応でも多忙を極め、その上多様な防災情報が多様なルートから大量に市町村に伝達されており、市町村の情報処理能力を超え、的確な防災対応を執ることができていないケースもあるのではないかと。気象庁ＨＰの雨量予測データと河川情報センターの水位データを同時に同じ画面で見ることができないため対応が執りにくい。また、自ら情報を入手しようとしなければ必要な情報を得ることができないため、多忙を極めている状況では情報入手がおろそかになる面もあると考えられる。
- ・ 気象情報は多種多様である上に、紙面情報がＦＡＸで送付されてくるだけでは、何が重要なのか、緊迫しているのかどうかかわからず、市町村の的確な防災対応に結びつかない場合がある（場合によっては、見過ごされている、水防警報を含む河川情報も同様）。
- ・ 市町村が的確な防災対応を執るためには、雨量だけでなく、その結果どんな災害が起こるのかをより正確に予測することが重要である。

<避難場所等>

- ・ 避難場所の指定が震災を意識して指定されている場合があり、必ずしも水害にとっても望ましい避難場所となっていない（たとえば、避難場所に指定されている学校の体育館が水没しており、一時的に滞在するにしても、食料等の支援物資を供給する場合等に相応しくない。）場合がある。

<情報伝達の改善点>

- ・ 逼迫した状況の中でも情報を収集し集約することができる体制を市町村内に構築することが必要ではないか。市町村が災害発生の危険性を覚知し行動に移す判断を下す支援をするには、現象の異常性や迫りくる事態の重大性と緊迫感を気象台から市町村に直接連絡する若しくは市町村が気象台に問い合わせる等の仕組みも必要である。
- ・ 防災行政無線が整備されていない地域では、広報車による周知、自治会長、自主防災組織、消防団員等を通じた連絡等を実施しているが、住民にあまねく伝達するという観点では不十分であり、防災行政無線の早期整備はもとより、これを補完する多様な情報提供手段の用意（地域ＦＭの活用や携帯電話による情報配信サービスの充実等）も併せて確保することが必要である。

<情報の高度化>

- ・ 降水予測だけでなく、浸水、洪水、土砂災害等の予測を含む気象情報の発表を検討することが必要。（必要に応じ、他の関係機関とも連携）
- ・ 土砂災害、洪水、浸水等について、過去の事例やそのときの気象状況に関するデータベースの充実や有効活用を図ることにより、危機感を効果的に伝えることが必要。

<避難勧告の基準>

- ・ 避難勧告等を判断する基となる河川水位、堤防状況等の情報収集の充実が必要
- ・ 避難勧告を出すに当たり、両市町とも気象情報・災害事象の発生状況、応急対応の状況、住民の反応状況等から総合的に判断している。ただし、この前段階においても、客観的な基準による注意情報のようなものに基づき、いつでも避難勧告の実施に移れる体制を取るとともに、住民へ周知し避難の準備や自主避難を呼びかけたり、ヘリ映像を市町村へ配信し判断の参考とできる仕組みができれば、迅速かつ確実な避難勧告の実施が可能となるのではないかと。

<高齢者等の避難誘導>

- ・ 高齢者等の情報を活用するために、個人情報の扱いの問題をクリアするための整理が必要。
- ・ 要援護者一人ひとりに援助者を決める場合、消防団や自主防災組織、民生委員等の既存の組織等の活用はもちろんであるが、これら組織等の非構成員であっても自らが援助者としての役割を果たす必要があることについて、社会全体として共通認識を持つような取組も必要。（中長期的取組）

平成16年7月 福井豪雨災害関係省庁合同現地調査結果

- 1 調査日 平成16年8月27日(金) 11:00～12:50
- 2 調査場所 福井県庁
- 3 調査者 内閣府 久津摩企画官、田村参事官補佐
消防庁 緒方防災課理事官、近藤防災課係長
国土交通省 小林砂防計画課課長補佐、小林防災課係長
気象庁 長谷川業務課調査官
- 4 説明者 杉本総務部長、柿木危機対策・防災課消防保安室長、幸道河川課参事、
山本砂防海岸課長、姫川政策推進課企画主査ほか

5 概要

(1) 県からの説明(詳細は別添調査表及び資料のとおり)

<各情報の収集伝達>

- ・ 気象予警報：気象台より防災情報提供装置を通じてメールで危機対策・防災課の端末に送信され、庁内各課に伝達するとともに、県の出先、市町村、消防等関係機関に対してファックスにより自動送信。
- ・ 雨量情報：土砂災害警戒システムにおいて、県内の土砂災害危険箇所(6861か所)をカバーできるよう、1観測点当たり半径5kmをカバーできる観測点(66か所)を設置。
県庁内はイントラネット、県民に対してはインターネットでリアルタイムで情報提供。
- ・ 水位情報：水防テレメータシステム及び河川防災情報システムにより収集し、県出先機関、県内市町村、県内関係機関に配信されるとともに、県庁内のイントラネットで共有。
福井市春日に9:45に水防指令を発出。
今立土木事務所(今立町、池田町管轄)については、各役場と土木事務所協議し、水防団を出動させ水防活動を行った。

<避難勧告の基準>

- ・ 現在の基準は、抽象的な表現となっており、今後、市町村が的確に避難指示・勧告ができるよう、水位や雨量等の客観的なデータを基にするなど、基準についての検討が必要。

<市町村での避難勧告のマニュアル作成の有無>

- ・ 市町村地域防災計画で規定する以外に、独自のマニュアルを作成した事例は聞いていない。

<避難に関する県から市町村への指導>

- ・ 避難場所、避難経路等避難に関することを、市町村の地域防災計画に記載するよう指導している。

<避難地・避難路について>

- ・ 避難所については、市町村地域防災計画や毎年行う現況調査で指定状況を把握しているが、今後、風水害に対する安全性を点検し見直しが必要。

- ・ 避難路については、全部は把握していないが、市町村によって指定の有無があるようだ。

< 災対本部の体制 >

- ・ 時間外に気象台からの警報等を受信した場合、警報等に係る待機者（当番）の自宅〔ポケットベル〕に連絡が入る仕組み。（待機者→危機対策防災課長→部長→知事）
- ・ 予警報等の情報を基に、知事が本部設置が必要と判断した場合、危機対策防災課から各部の連絡員に対して召集を連絡。

< 洪水予報河川の指定 >

- ・ 県内 5 河川を指定予定（平成 18 年度から指定）
→ 足羽川、笙の川、日野川、竹田川 南川
- ・ 足羽川と笙の川については、平成 17 年度から試行を行う。他の河川については、平成 18 年度から、順次、洪水予報を行う。

< ハザードマップの作成について >

- ・ 敦賀市と福井市以外は今後の取組。

< 高齢者等災害時要援護者対策 >

- ・ 県地域防災計画において、プライバシーに配慮しつつ、日頃から可能な限り災害時要援護者の情報を名簿化して地域ぐるみで救護体制を整備する旨記述。

< 砂防関係 >

- ・ 土砂災害危険区域図については、説明会を実施の上配布済み（福井市のみ回覧対応）
- ・ 土砂災害警戒避難基準雨量については、3 段階の危険度（1，2，3）で設定しており、基準雨量に到達した時点で自動電話通報により市町村に通知。美山町では、5：52 に 1 時間先の予測雨量が危険度 2 の基準雨量を突破した。

< 県の体制の推移 >

- ・ 18 日 2：34 の大雨洪水警報（嶺北北部地区）により警戒配備体制（基準では職員 3 名以上による情報収集、今回は 4 時までに 7 名配備）
- ・ 同日 5：30 の大雨洪水警報（嶺北南部地区追加）により、関係機関による連絡会議を開催（8：30）し情報交換
- ・ 上記連絡会議において、今後の予警報の状況、市町村での災対本部の立ち上げ状況、すでに土石流が出ているとの情報等を確認し、今後大きな災害発生のおそれありと判断。
- ・ 上記状況を知事に報告、知事が災対本部立上げを指示し、11 時 20 分から第 1 回の災対本部会議を実施。
- ・ 短時間に状況が進んだ中で、弾力的な取組みをしたところもあるが、県としては、概ねスムーズに本部を立ち上げたと考えている。

< 住民からの提供情報等 >

- ・ 県に対して、「孤立しているから何とかしてくれ」との要請が多数住民より寄せられ、対応にかなりの時間と人員を取られた。（市町村の災対本部においてはさらに顕著）

<避難に関する県からの指導・助言>

- ・ 気象情報、水位情報等を市町村に提供し、注意を喚起したり、水防団の準備や出動を要請するとともに、避難勧告の出ていない一部の市に避難勧告の発動を要請。

<緊急消防援助隊等広域応援との調整>

- ・ 福井地区消防本部が中心となり調整

<何か発生したトラブル>

- ・ 多数のマスコミから同時に細かい部分について照会が集中し、対応に追われた。また、情報収集業務にも支障があった。

<改善事項>

- ・ 衛星携帯電話の導入（９月議会に補正予算を計上）
- ・ 市町村災害対策本部への県職員の派遣について検討

(2) 質疑応答等

Q 気象予警報が出たからといって必ずしも今回のような大きな災害に結びつくとは限らないのが現実。今後、避難勧告の発出や災対本部の立ち上げの契機となるような情報、いわばこれは普通の警報等とは意味合いが違ふとの認識を持っていただけのような情報の出し方を検討しているところであり、今回こちらから出した情報の中で、特に、危機感を持った情報があれば教えて欲しい。【気象庁】

A ５：３０の大雨洪水警報で嶺北北部・南部、奥越に警報が出された形になり、かなり広範囲に渡って被害が出る可能性が出てきた時点で体制の強化が必要と判断。ただし、この時点では、具体的にどの程度の被害が出るかという点については、ちょっと想像がつかなかった。どの地域（ピンポイント）で雨量がどの程度であり、それが具体的にどのような災害に結びつくかという情報があればありがたい。

Q 雨量や水位が一定程度超えた場合に自動的に避難勧告を出す仕組みは必要か。【気象庁】

A 市町村が的確に避難勧告、指示を出すための基準について、客観的なデータに基づ

づくことも含めて、今後、検討していくことが必要。

Q 雨量情報・水位情報等は全て危機対策・防災課で集約し、庁内で共有されているものと理解してよろしいか。【国土交通省】

A 雨量情報・水位情報については、イントラネットで公開し、庁内各部・各課で見ることができる。気象情報についても、ファックスで各部・各課に送信している。また、時間外も職員のファックスで自宅に送信されるようになっており、仕組みとしては庁内での情報共有はできている。

Q さきほどの説明では、土砂災害については、警戒避難基準雨量が設定されているが、今回はどのように活用されたのか。【国土交通省】

A この情報については、平成８年から提供をはじめ、平成１６年に内容を一部修正し、７月から試験的に配信を開始。今回の自動電話通報については、概ね市町村の避難勧告発令の２０分から２時間前になされている。

意見 土砂災害発生の予測は、大体的場合雨量を基準にやっているが、予測はかなり困難であり、また、当たらないことが多いのも事実。結局最終的には、現地で前兆現象をいかにとらえるかが重要であり、これまで避難がうまくいった例も、ほとんどが前兆現象の覚知によるもの。土砂災害は一度発生すると集中して起きるので、一カ所発生したら、その町内全体で避難するぐらいのことをしないとイケないのかと考えている。【国土交通省】

Q 洪水予報河川（平成18年度に5河川指定予定）について、水位情報の提供の充実に向けてどのように対応する予定か。【国土交通省】

A 足羽川では水位観測所が2カ所と不足しているので、補助事業を活用して増やしていきたい。

Q 土木工事関係者との協定はないとのことであるが、暗黙のルールのような内規があるということか。【国土交通省】

A 管内の土木業者と緊急工事請負に関する覚書を締結し、後日速やかに随意契約を締結

Q 水防警報と指令の違いは？【国土交通省】

A 警報の方は、住民が多い市街地を流れている河川で、決壊したら影響が多いところ。

Q ファックスについては、地震があった際、自動発信されているか。【消防庁】

A 気象情報は全て自動一斉送信

Q 待機者は何人がどこで？【消防庁】

A 注意報が出た場合、危機対策・防災課に2名待機することとなっている。

Q 職員3名は何時にどこに出てきたのか？【消防庁】

A 2時34分の警報発表を受けて、3時に2名が総合防災センターに参集したのをはじめとして、4時までに7名が参集した。

Q 県の宿直者はいないとのことだが警備の人はいないのか？【消防庁】

A 警備員設置。何かあれば警備員から危機対策・防災課職員に連絡。

Q 市町村との連絡体制との改善で検討していることがあれば教えて欲しい。
【消防庁】

A 県職員を速やかに派遣し情報収集する体制と、衛星携帯電話の配備について検討

Q 避難勧告の基準について、今後検討していることがあれば教えて欲しい。
【消防庁】

A 県の地域防災計画を見直す中で、国で検討されるマニュアルを参考にして避難勧告・指示の基準の検討を行い、市町村において的確な避難勧告・指示が出せるようにしていきたい。

Q 美山町からの情報収集の状況について教えて欲しい。【消防庁】

A 役場の一部が水に浸かり、情報が伝わりづらくなっていた。また、道路も寸断されるなどして役場自体の情報収集機能も低下していた。

Q 災害派遣要請等決定経過は？【消防庁】

A 緊急消防援助隊については、消防庁との調整や地元消防からの要請を踏まえて

決定。自衛隊については、気象情報や被害情報から大規模災害に発展するものと判断したことに加え、市町村からの要請に基づき、知事が災害派遣要請を決断。

Q 市町村に派遣された県職員の具体的な活動内容は？【消防庁】

A 情報収集業務。県からの情報伝達やこういう情報が欲しいといった時の連絡、物資とか人員等の要望について具体的な調整、応急工事についての陣頭指揮等また、住民にとっては、県の職員が来ているという安心感を与えた面もあった。

Q 災害時要援護者の名簿化・情報共有の事例があれば教えて欲しい。【消防庁】

A 県の地域防災計画に名簿化等について記載しており、今後、実態を調査したい。

Q 避難勧告・指示が十分に伝わらなかった事例もあったとのことだが、それは防災行政無線のあったところか。【消防庁】

A 具体的には福井市、池田町であり、同報無線は整備され、区長の家には屋内受信機が設置されており、そこから各戸に連絡がいくことになっているが、ヘリコプターや雨の音、雲により、同報無線が聞こえないあるいは聞きにくい地域が生じた。

Q 地域防災計画の修正について、警戒配備体制の改善や備蓄物資の見直しを検討しているとのことだが、具体的に支障等が生じたことを踏まえてのものか。

【消防庁】

A 具体的な検証はこれから。

物資関係では、避難場所のトイレが少なく、非常用トイレが必要。美山町では、処理場の機械の損壊により水洗トイレが使用できない状況等があった。

Q 同一水系の上下流の市町村間での情報共有化について教えて欲しい。【消防庁】

A 水位データは県・土木事務所で共有。市町村については、FRICS(フリックス)のシステムで情報を得る。FRICSのシステムを整備していない市町村は県と、電話もしくはFAXでやり取りする。ただし、住民対応に追われて十分に見ていることはできなかったというのが現実。また、水位観測所が少ないのも問題であり、十分とは言えなかった。

F R I C S...財団法人河川情報センターの略称。同センターでは、テレメータ雨量、テレメータ水位のほか注意報・警報、水防警報、洪水予報、ダム放流通知、警戒超過一覧他の各種情報を提供するシステムを運用している。

Q 市町村における避難路の指定状況は把握していないとのことだが、避難場所、避難路が実際に住民に周知・徹底されているかについてはどうか【内閣府】

A 住民等の避難訓練等で周知していると聞いている。

Q 災害時要援護者の避難支援の体制については全く把握していないのか【内閣府】)

A 今回の災害において、地域の民生委員や自主防災組織が支援したという事例は、個別には聞いており、今後、各市町村の状況を把握していきたい。

Q 土砂災害に係るダイレクトメールについては、学習会を開催しているため行っていないとのことだが、ほとんどの人が学習会に参加しているということか。

【内閣府】

A 自治体ごとに学習会を開催しているので、周知されていると考えている。

Q 水位情報のシステムについての確認だが、雨量情報と同じ端末の画面で見られるのか。【内閣府】

A そのとおり。

Q 市町村についても同じ端末があるのか。【内閣府】

A 水位については、FRICS (フリックス)のシステムで情報を得る。FRICS のシステムを整備していない市町村は、電話もしくは FAX で情報を得る。雨量についてはインターネットで見ってもらうことになる。

Q 発災時において市町村長の避難勧告の決定に当たり、県として支援している部分があるか。【内閣府】

A 気象情報等を早く正確に伝えることに取り組んでいる。また、災害対策連絡会議の開催や会議の結果を市町村に伝達することも有効と考えている。

Q 避難勧告の決定に当たっての、発災時における県の役割としては、警報等の伝達等情報の提供であり、判断はあくまで市町村、平常時にはこれとは別個に市町村の判断能力を高める取組を進めるといった考え方か。市町村から判断に当たってもっとサポートして欲しいというような要望はないか。【内閣府】

A 今後の検討課題である。市町村からの要望は出ていない。

平成16年7月福井豪雨災害関係省庁合同現地調査結果

- 1 調査日 平成16年8月27日(金) 13:25~15:25
- 2 調査場所 福井市役所
- 3 調査者 内閣府 久津摩企画官、田村参事官補佐
消防庁 緒方防災課理事官、近藤防災課係長
国土交通省 小林砂防計画課課長補佐、小林防災課係長
気象庁 長谷川業務課調査官
- 4 説明者 杉本総務部長、柿木危機対策・防災課消防保安室長、幸道河川課参事、
山本砂防海岸課長、姫川政策推進課企画主査、塚本福井地区消防組合職員課副課長、同西川救急救助課副課長ほか

5 概要

(1) 市からの説明(詳細は別添調査表及び資料のとおり)

<避難に関する住民への広報等>

- ・ 防災ハンドブックを全世帯に配布して避難場所を周知

<情報伝達手段の活用状況>

- ・ 今回、同報無線により避難勧告等を伝達したが、聞こえない場合もあり、十分に伝

わらない面もあった。(風向きや雨音、ヘリ音、家庭内でのテレビやラジオの音、本人が避難してすでに不在等)

<防災教育>

- ・ 園児及び小学校4年生を対象に毎年定期的に、防災センターの見学・体験会を実施。

<高齢者等に対する避難勧告等の伝達、配慮>

- ・ 自主防災組織のある地区(一乗地区など)では、自主防災組織の連絡体制に基づき、民生児童委員、福祉委員などを通じて、自主避難を促したり、避難勧告・指示の情報を伝達し、堤防決壊前には完了。
- ・ 民生児童委員や在宅介護支援センターから提出される高齢者等データを取りまとめ、3か月に1度フィードバック。ただし関係機関・部局内限りで(防災部局は含まれない)。

<気象予警報や雨量等の情報について>

- ・ 気象予警報、雨量情報、水位情報については、市としての受信・認知については問

題ない。なお、これらの情報は住民には伝達せず。雨量情報については、短時間に予想以上の降雨があったため、情報伝達より避難勧告の伝達を優先。

<土砂災害危険箇所について>

- ・ 区域図の説明会を公民館単位で実施済み。土砂法の指定のための説明会を9月に実施予定。

<避難場所について>

- ・ 指定した避難場所が水に浸り、使用できない場合があった。（一乗地区の小学校、公民館）今回は、自主防災組織等の判断により、集落センターや寺院等に変更。今後、洪水ハザードマップを用いて避難場所の見直しについて検討。

<緊急消防援助隊について>

- ・ 航空部隊の活動において、県航空隊の指揮に従うか派遣された指揮支援隊の指揮に従うかで混乱があった。
- ・ 受入れに当たり、道先案内等のロジ関係で人員と時間が割かれる。

(2) 質疑応答等

Q 気象台からの情報について、市役所内及び消防等関係機関への伝達はどこが最初に受信しどのようなになされたか。また、受理した全ての情報を伝達したのか。（気象 庁）

A 総合防災室の端末で受信し、関係課、消防に対してはファックス。全ての情報ではなく、受理した者の判断により重要なものについて伝達。

Q 災害対策本部の設置や避難勧告実施の決め手となった情報は何か。また、判断をする際にこういう情報があればいいのにといったようなことはあるか（気象庁）

A 2：09の大雨洪水注意報で建設部で水防に係る待機体制、2：34の大雨洪水

警報で総合防災室職員が参集し情報収集を開始、また、5：30の警報の追加の後、南山町で鉄砲水による浸水被害が出たこと等を踏まえ、7：10に情報連絡室を設置、8：50に九十九橋の水位観測所で警戒水位を超えたこと、一乗谷の被害情報が入ったこと等を踏まえ、9：00に災害対策本部を設置

Q どれくらい降ったからこういう被害がでますよという情報があれば、避難勧告の発出等につながるものか。それとも具体的な被害の状況が入ってこなければ困難なのか（気象庁）

A 避難勧告・指示は、現地（消防職員・市職員）からの情報、気象情報、水位情報から総合的に判断して決定しているが、そのような情報があれば参考にしたい。

Q 気象情報等については、今後市から住民等へも出していく予定はあるか。（国土交通省）

A 今後の検討課題。

Q 災害時要援護者のリストの提供は、自主防災組織に対してか。（国土交通省）

A 民生児童委員や在宅介護支援センターから提供されたリストを市で3か月に一度取りまとめ整理の上、民生児童委員等にフィードバックしているものであり、そもそもの目的は、春と秋の防火運動のための資料として提供しているもの。自主防災組織に提供しているものはない。（個人情報関係）ただ、実態として、自治会長レベルで地域の高齢者等の情報は把握している。

Q 県からの雨量や水位の情報について、今後改善して欲しい点があれば教えて欲しい。（国土交通省）

A もう少し的確な情報（特に水位情報）が欲しい。10分間に20cmも水位があがっている所もあった。気象の注意報・警報が頻繁に発表されるので、改善してほしい。

Q 堤防の破堤が18日の昼であるのに対して、ポンプ車の派遣要請が19日10時となった理由は何か。（国土交通省）

A 浸水区域の排水を行うことによって、下流の別の区域の氾濫が懸念されたため
Q 水下流地区の人に危機意識の希薄さが感じられたとあるが、具体的にはどの地区の人たちか。（国土交通省）

A 具体的には社北・社南地区の人たちであり、広報車等でかなり危険を周知したにもかかわらず、店を開いている人や避難をしない人がいた。明治以来この地区では堤防が切れたことがなかったのも一因と考えている。

Q 自主防災組織の訓練は風水害を想定したものか。（国土交通省）

A 地震を想定した訓練

Q 消防団等が得た災害情報は、県や市にきちんとあがってきていたか。（国土交通省）

A 災害対策本部に情報があがってきている。

Q 現在の水防体制は十分と考えているか。（国土交通省）

A 福井市内でも危険箇所が多数あり、小隊単位で水防活動に当たらざるを得ない。今回の破堤箇所では、越水が確認された時点には堤防がぬかるんで現地に入ることすらできなかった。

意見：福井市災害対策本部役割分担に、河川班の業務として、土石流や地滑りへの対応についても追加していただきたい。（国土交通省）

Q 災害対策本部設置前の避難勧告を発出しているが、その際の体制等はどうなっていたか（消防庁）

A 市長は不在であったが、電話により意向を確認。

Q 同報無線はどのように設置されているか。（消防庁）

A 屋外設置と連合自治会長の所には屋内設置（他の住民には連合自治会長から電話等で連絡）

Q 危機管理対策検討会議（市民代表も参画）を立ち上げ、地域防災計画の修正を検討するとのことであるが、地方防災会議との関係等どのような位置づけか。（消防庁）

A 地方防災会議の部会としての位置づけ。

Q 宿直の体制はどうなっているか（消防庁）

A 2名体制（各部局持ち回り）、災害対応に限ったものではないが、気象情報を受信したときなどは、必要に応じ、防災担当職員に連絡する仕組みになっている。

Q 物資として毛布の要請が多いが、市の備蓄の状況はどうか（消防庁）

A 毛布も備蓄しているが、今回需要が多かった。

Q 高齢者の避難誘導等はどのような実施されているか（消防庁）

A 県の総合防災訓練や各地区の自主的な訓練の中で、避難誘導について実施している。

Q 自主防災組織の中で、避難誘導や救出救護といった役割分担がなされているとのであるが、その役割についてはどこで決めているのか（消防庁）

A 県の総合防災訓練の要綱の中で決めている。各地区においては、それぞれで決めている。

Q 避難場所について、住民への周知はどうなっているか。

A 防災ハンドブックの全戸配布及び福井市ホームページにより周知

Q 危機管理検討会はいつ立ち上げていつまでに結論を出すのか（消防庁）

A 10月上旬に立ち上げ、3月までに結論を出したい。

Q 今回の災害について市内部での報告会は実施したのか（消防庁）

A 時期を見て、今後実施したい。（９月下旬より実施）

Q 自主防災組織のある地域とない地域のいずれにおいても、災害時要援護者一人一人について援護・連絡の体制（援護者等）が事前に決まっており、今回それに基づいて危険発生前に連絡、救助が行われたのか。（内閣府）

A 自主防災組織の役員の方が自らボートを出して高齢者を救出、あるいは、自ら自宅を提供して要援護者をあずかったという事例は聞いている。ただ、全要援護者をカバーして避難誘導を実施したというような話は聞いていないし、現在の福祉制度は、そこまでの体制を構築するものにはなっていない。

Q 自主防災組織の存在は避難支援に役立つと考えるか。（内閣府）

A 自主防災組織があったからこそ、避難誘導ができたという話は聞いている。今後組織率の向上を図りたい。

Q 今回避難した人は、避難勧告・指示を聞いたことによって避難したのか、それとも避難勧告・指示の有無に関わらず危険性を認識して自主的に避難したのか（内閣府）

A 現時点では分らない。

平成16年7月福井豪雨災害関係省庁合同現地調査結果

- 1 調査日 平成16年8月27日(金) 16:00~17:30
- 2 調査場所 美山町役場
- 3 調査者 内閣府 久津摩企画官、田村参事官補佐
消防庁 緒方防災課理事官、近藤防災課係長
国土交通省 小林砂防計画課課長補佐、小林防災課係長
気象庁 長谷川業務課調査官
- 4 説明者 石田助役、清水総務課長、尾崎参事、塚本福井地区消防組合職員課副課長、同西川救急救助課副課長ほか

5 概要

(1) 町からの説明(詳細は別添調査表及び資料のとおり)

<住民への伝達関係>

- ・ 同報無線については、戸別受信機を全戸に設置し、有効に機能
- ・ 災害時要援護者に対しては、同報無線のほか、付近の住民や区長より行う。

<住民レベルでの防災活動>

- ・ 蔵作集落については、全戸に集落有の有線放送設備が設置しており、今回大きな役割を果たした。(同報無線も全戸に設置)

<各情報の収集伝達>

- ・ 全て、防災無線や電話、広報車等により住民に周知

<地域防災計画の見直し>

- ・ 平成9年10月以降見直しなし

<職員の参集状況>

- ・ 18日5:30過ぎに、総務課防災担当職員から管理職職員及び役場近く在住の職員に電話連絡し、参集
- ・ 5:40に総務課長から町長へ連絡、災対本部設置6:00、最初の避難勧告は6:05

<自主防災組織等の活動>

- ・ 集落内の有志が救助活動・水防活動を実施、災害時要援護者や逃げ遅れた者の救出を消防署員と実施
- ・ 避難の呼びかけは区長から。

<避難場所・避難路>

- ・ 一次避難場所までは、町実施の避難訓練により周知されており混乱なし。

<トラブル等>

- ・ 防災無線は片方通話のため常時の連絡が取れず不安があった。
- ・ 避難所の安全性に疑問があり不安があった。

<庁舎の被災等>

- ・ 庁舎内が停電→非常電源装置の整備を検討
- ・ 役場内の浸水→無線親局設置場所の変更(2階への移動を検討)
- ・ 役場の屋上にヘリが着陸できない。

- ・ 災害初期段階で給水車が必要だった

<職員・住民の意識>

- ・ 水害に対する特異性を再認識
- ・ 集落単位での連帯感が高まった。

<さらに必要な情報等>

- ・ 山間の集落が多く、各集落状況がつかみづらい（通信手段が遮断されるとなおさら）ことから、災害初期段階の空からのヘリ映像情報が欲しい。
- ・ ライフラインの復旧状況の把握（民間業者との密接な連携）が必要
- ・ 町外への避難所の確保が必要

(2) 質疑応答等

Q 災害時要援護者対策の中で、社協の協力とあるが具体的内容は？（内閣府）

A 具体的には、災害時要援護者（高齢者や障害者等）のリストを提供してもらっており、町から警察・消防にも提供している。（ただし、消防署(?)の方から、

福

井市において入手している独居老人のリストの利用について話があり、その利用は、春と秋の防火指導に限られているとのことであった。）

Q 地域防災計画（資料7）において、災害時要援護者に対する支援措置が記載されているが、具体的な内容はどんなものか（内閣府）

A ボランティア等による生活支援、食糧の提供、避難時・居宅への相談員の巡回等について記述しているが、本町は元々、集落のつながり、コミュニティがしっかりした地域であり、集落の人はどこの誰が高齢者である、足が悪い、体調を崩しているといった情報を共有しあっている。特別な制度や仕組みがなくても対応できている。また、地域で独居老人への弁当の無償配布も行っている。

Q 災害対策本部を設置したきっかけは何か（内閣府）

A 5：30に消防が受けた土砂災害発生通報が体制立ち上げのきっかけとなった（警報ではなく、実現象が発生して初めて危機を認識した）。その通報を受けて

す

ぐに宿直者から参集の連絡をし、町の災害対策本部設置（6：00）、最初の避

難

勧告（6：05）まで慌ただしく（速やかに）進んだ。

Q 避難勧告を出す上での悩み等あれば教えて欲しい。（内閣府）

A 避難勧告は、気象情報や雨量情報だけではなく、現場からの断片的な通報から現地の状況を想定して判断している。特に、災害の初期段階においては、現場の全体的な状況が即座にわからないことが悩みのひとつ。空からのヘリ映像があれば非常に参考になる。また、全体の状況がわからないことから空振りになることも怖い。勧告対象範囲については、役場職員は地形・地勢を熟知しているため迷うことはない。

Q 避難場所の設定に当たっては、想定災害（地震、風水害等）を考慮しているか。（内閣府）

A 特に災害の種別を想定したものではなく、みんなが集まりやすい所に設置。た

だし、今後、土砂災害や浸水に対する安全性を調査し、再検討も必要と認識。

Q 気象情報や雨量情報等については、全て住民に周知することになっているが、今回も随時住民に提供したのか。（国土交通省）

A 今回の災害においては、最後の避難勧告（8：40の足羽川流域全域）を出して以降は、全て住民に周知。土砂災害警戒避難基準雨量の通報も5：52にあった。

Q 今回、道路の寸断等により、孤立化したという印象だが、それにより特に困った点は何か。（国土交通省）

A 一時停電したこと、道路の寸断により現場の情報が得られにくくなったこと、ライフラインの復旧状況が把握できなかったこと

Q 警報等の同報無線等による住民への提供は、夜中でも実施するのか（気象庁）

A 夜中については宿直者と総務課長との連絡により状況判断をする。

Q どういった気象情報があれば便利か、客観的な判断があった方が良いのか、災害現象の発生も含め総合的に判断する方が良いのか（気象庁）

A 役場職員も住民も、現象が発生する前の気象予警報や雨量情報（予測を含む）から災害の危険性を感じられる能力を持っていないのが実状。「こういう事態（具体的な土砂災害や河川増水状況）が予測される」といった災害予告が提供されると良い。

一方で現在は、気象情報等に頼りすぎて、自ら情報収集したり状況判断する努力をしなくなっている可能性もある。役場職員や住民が判断能力を身につけることも必要と考えている。（災害伝承等）

Q 区長は何人、1区当たり何人程度か（消防庁）

A 53区長（集落）、平均25戸/区（ばらつきはある）

意見：災害伝承を全国から集めてフィードバックする取組を進めているのでご協力をお願いしたい。

道路の寸断や水没等にも対応できるよう、庁舎機能の分散化や補完的な通信機能の確保についても検討いただきたい。

自主防災組織の組織化にも取り組んでいただきたい。

平成9年10月以降、地域防災計画がそのままなので、今回の災害を検証の上、必要なマニュアル等の整備も含めて見直しに取り組んでいただきたい。